

○長泉町移住・就業支援金交付要綱

平成31年4月25日告示第65号

改正

令和元年9月26日告示第31号

令和2年1月22日告示第8号

令和3年3月30日告示第83号

令和4年4月1日告示第97号

令和5年3月23日告示第67号

令和5年8月31日告示第120—4号

令和6年3月5日告示第20号

長泉町移住・就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付け静岡県く管政第94号くらし・環境部長通知）、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号において定めるところによる。

- (1) 「移住」とは、町内へ転入し、生活の本拠を町内へ移すことをいう。
- (2) 「中小企業等」とは、支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法

(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10分の1以上の市町村をいう。

(4) 「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領により静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 長泉町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者及び世帯員全員を含む。）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。
- (エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1箇年市区町村税を滞納していないこと。
- (オ) その他町長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。
- (オ) 上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において当該法人に就業していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先における勤務はテレワーク（原則、恒常的に通勤しない）とし、かつ、週20時間以上の勤務とすること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

転入時に満40歳未満であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 支給対象者の要件（次に掲げる事項のいずれかに該当すること。）

(ア) 過去に連続して3年以上、町内に在住していた者

(イ) 3親等以内の親族が町内に在住している者

(ウ) 町内の高校に在学していた者

(エ) その他町長が認める者

イ 地域の担い手確保の要件（次に掲げる事項のいずれかに該当すること。）

（ア） 静岡県東部の事業所に就職した者

（イ） 静岡県東部で農林水産業に就業した者

（ウ） その他町長が認める者

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの支援金を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、長泉町移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）及び長泉町移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）

(3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）

(4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等

- (5) 別表2に掲げる証明書類等
- (6) 口座振込依頼書（様式第3号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、同一世帯で1回限りとする。ただし、第3条第1号ウ（ウ）ただし書に該当する場合は除く。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に長泉町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならない。

（交付の決定等）

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書（様式第4号）により通知した上、支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 町長は、前条の再交付を認めたときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）により交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、長泉町移住・就業支援金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 支援金の申請日から5年以内に長泉町から転出した場合
- (3) 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号に規定する支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(支援金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 全額の返還

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に長泉町から転出した場合 半額の返還

2 町長は、前項の規定により支援金の返還をさせるときは、当該申請者に対し、長泉町移住・就業支援金返還請求通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年度分の補助金等から適用する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年1月22日告示第8号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱第3条(1)アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第83号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱第3条第1号ア(ウ)、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者(第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者)について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日告示第97号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月23日告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年8月31日告示第120—4号)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱の第3条第1号イ(イ)、同条第2号ア(エ)、同号イ(イ)及び同条第6号エの規定は、この改正の施行の日以降に移住した者について令和5年12月2日から適用し、令和5年12月1日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月5日告示第20号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者1人につき100万円を加算
----------------------	----------------------

(注) 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表2 (第5条関係)

区分	証明書類等
移住・就業支援金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用)(様式第2号)
移住・就業支援金(テレワークの場合)の交付を受けようとする者(支援対象者が雇用の場合)	テレワーク就業証明書(移住・就業支援金の申請用)(企業発行用)(様式第2号の2)
移住・就業支援金(テレワークの場合)の交付を受けようとする者(支援対象者が個人事業主等の場合)	テレワーク就業時間の証明書(移住・就業支援金の申請用)(個人事業主等発行用)(様式第2号の3)
移住・就業支援金(関係人口の場合)の交付を受けようとする者	様式第2号及び関係人口に該当することを確認できる書類
移住・就業支援金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者(通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ)	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町移住・就業支援金交付申請書

年 月 日

長泉町長 様

長泉町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名	(※)	年 月 日
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		
住所	〒	電話番号
メールアドレス		

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口
	起業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、長泉町に居住する意思について	A 意思がある
	B 意思がない
過去10年以内の申請者を含む世帯員に係る本支援金の受給状況	A 受給している
	B 受給していない

(申請者又は世帯員の受給歴がある場合のみ記載) ・受給した支援金を全額返還 ・過去申請時に18歳未満の世帯員が5年以上経過し、18歳以上となった。	A いずれかに該当する
	B いずれにも該当しない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある
	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない
	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 長泉町への移住の意思について	A 自己の意思である
	B 所属からの命令である
(テレワークの場合のみ記載) 移住先の勤務はテレワーク（原則、恒常的に勤務しない）である。	A 該当する。
	B 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 転入時の年齢要件について	A 転入時に満40歳未満である
	B 転入時に満40歳以上である
(関係人口の場合のみ記載) 支給対象者の要件について	A 長泉町に通算3年以上在住したことがある
	B 長泉町に3親等以内の親族が在住している
	C 長泉町内の高校に通学していたことがある
(関係人口の場合のみ記載) 地域の担い手確保の要件について	A 静岡県東部の事業所に就職した
	B 静岡県東部で農林水産業に就業した

4 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
テレワーク勤務時間	1週間あたり 時間

管理コード	
-------	--

様式第1号の2（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、長泉町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に長泉町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に要綱第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に長泉町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、長泉町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び長泉町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

長泉町長 様

住所

申請者

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

※下記について同意できる方はチェックしてください。この項目のチェックは任意です。

- 長泉町が実施する移住者に対するアンケート調査等において個人情報を使用することに同意します。

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（長泉町移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

長泉町長 様

所在地

事業所名

代表者名

㊟

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- 利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

備考 長泉町移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び長泉町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第5条関係）

様式第2号の2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

テレワーク就業証明書（長泉町移住・就業支援金の申請用）（企業発行用）

年 月 日

長泉町長 様

所在地

事業所名

代表者名

㊦

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
通勤の頻度	週・月・年 回程度 / 通勤はない / その他 ()
勤務形態	テレワーク（原則、恒常的に通勤しない）とし、かつ、週20時間以上勤務している。
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 長泉町移住・就業支援金に関する事務並びに補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び長泉町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の3（第5条関係）

様式第2号の3（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

テレワーク就業時間の証明書（移住・就業支援金の申請用）（個人事業主発行用）

年 月 日

長泉町長 様

所在地

事業所名

代表者名

㊞

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月	年 月 日/月	年 月 日/月
	時間/月	時間/月	時間/月
特記事項 (備考)			

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

口座振込依頼書

年 月 日

長泉町長 様

住所

氏名

㊟

電話番号

下記のとおり移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

長泉町移住・就業支援金の交付決定通知書

長泉町移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

- (1) 支援金の申請日から5年以内に長泉町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 長泉町移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に長泉町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に要綱第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に長泉町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

長泉町長 様

長泉町移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏名	(※)		年 月 日
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
住所	〒	電話番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

(注) 本再交付願に加え、返信用封筒（切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

長泉町移住・就業支援金の交付決定通知書（再交付）

長泉町移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

3 交付の条件

- (1) 支援金の申請日から5年以内に長泉町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 長泉町移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に長泉町以外の市区町村に転出した場合：全額

- (3) 申請日から1年以内に要綱第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に長泉町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町移住・就業支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した長泉町移住・就業支援金について、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので、長泉町移住・就業支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 取消理由

2 取消しに係る補助金の額 円

3 備考

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長泉町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 この処分取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、長泉町を被告として（訴訟において長泉町を代表する者は長泉町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町移住・就業支援金返還請求通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定を取り消した長泉町移住・就業支援金について、長泉町移住・就業支援金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を請求します。

1 返還理由

2 返還請求額 円

3 返還期限 年 月 日まで

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長泉町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 この処分 of 取消しを求める訴えは、この処分 of 通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、長泉町を被告として（訴訟において長泉町を代表する者は長泉町長となります。）提起することができます（なお、この処分 of 通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分 of 日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分 of 取消し of 訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分 of 通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分 of 取消し of 訴えは、その審査請求に対する裁決 of 送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決 of 送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決 of 日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分 of 取消し of 訴えを提起することができなくなります。）。